

厚生労働大臣登録検査機関

一般社団法人関西環境開発センター

564-0053 吹田市江の木町1-7番1号

TEL06-6836-7652 FAX 06-6836-7653



簡易専用水道の設置者(管理者) 様

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用がある
簡易専用水道の定期検査について

平素は、簡易専用水道の維持管理につき適正な措置を講じられ、水道水の衛生的安全管理に努力しておられることと存じます。

さて、水道法では水道事業体から給水される水のみを、10m³を超えて貯水する水道施設を「簡易専用水道」と定め、設置者は年1回、厚生労働大臣に登録された検査機関において定期検査を受検（水道法第34条の2第2項）することが義務づけられていますが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用があるビルの簡易専用水道にあつては、提出書類検査あるいは検査機関の検査員による現地検査のいずれかによる方法で受検することが可能です。

つきましては、「簡易専用水道の提出書類検査申込書」及び「簡易専用水道の管理状況」を同封いたしますので、下記の要領に従って、期日内に受検されますようご案内申し上げます。

記

検査項目

1. 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査
2. 給水栓における水質の検査（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素）
3. 書類の整理等に関する検査（給水設備の図面、貯水槽の清掃記録、その他管理記録）

検査手数料

1施設（1系統）につき、3,300円（税込み）

※【現地検査をご希望の場合は別料金】

検査後、検査結果書と請求書を発行しますが、お支払は次の何れかをお願いいたします。
《取扱金融機関》

・郵便振替 00910-7-27530

・銀行振込 りそな銀行 千里北支店（普通預金）1716640

*送金にかかる手数料は、ご依頼者でご負担いただきますようお願い致します。

申し込み方法

提出書類検査による受検の場合は以下の書類を郵送して下さい。

- ①「簡易専用水道の提出書類検査申込書」
- ②「簡易専用水道の管理状況」
- ③添付書類 <原本を複写、ただし(一)、(二)は初回検査時のみ>
 - (一) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面。
 - (二) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図。
 - (三) 貯水槽の清掃の記録。
 - (四) 6ヶ月以内毎に行う水質検査記録。
 - (五) 7日以内毎に行う残留塩素測定記録。
 - (六) 簡易専用水道検査結果書。(前回当社で受検した場合を除く)

※【現地検査をご希望の場合】
現地検査依頼書での受付となります。用紙を郵送あるいはFAXでお送りしますので、当センターまでご連絡ください。

記入方法

1. 簡易専用水道の提出書類検査申込書

- ①申込者は本来、設置者(建築物の所有者)となりますが、設置者から管理委託、本受検に関して委任されている場合は管理会社等のお名前で申込可。
- ②建築物の名称が記載内容と異なる場合は正しい名前に訂正して下さい。設置者氏名と建築物環境衛生管理技術者氏名及び免状番号は必ずご記入下さい。
- ③検査結果書及び請求書、次回ご案内書類等の送付先が申込者と異なる場合は、下欄へご記入下さい。
- ④(施設の概要)受水槽、高置水槽、給水方式、建築物の用途の欄は各々該当するものに○をつけて下さい。延床面積、1日平均利用者数及び使用水量については数値で記入して下さい。

2. 簡易専用水道の管理状況

No. 1～59の検査項目に従って、適合は「○」、不適合は「×」で判定して下さい。設備がなく判定不能の場合は「-」を記入し、全ての項目に空白がないようお願いします。また、色度、濁度、残留塩素については各々の測定数値もご記入下さい。

不適合判定については、右の管理状況記入欄にその内容を簡潔に書いて下さい。

[記入例/マンホールの状態 No.17×:パッキンの不備により密閉出来ない状態]

No.	判定	No.	判定	管理状況
17	×	42	○	パッキンの劣化
18	○	43	○	

⇒ ご不明な点がございましたら検査課または所管保健所までお問い合わせ下さい。

<検査課: 06-6836-7652>

一般社団法人 関西環境開発センター 御中

簡易専用水道の提出書類検査申込書

水道法34条の2第2項の規定に基づく検査を受けるため、水道の管理に係る状況を示す書類を提出します。

申込者 〒
住 所

会社名

氏 名 印
電 話

建築物のコード			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物の設置者			
建築物の管理者			
建築物環境衛生管理技術者	免状番号	第	号

《施設の概要》

設置数	設置場所	形式	形状	材質	有効容量
受水槽 (基)	・建築物内 (階)	・地上式 (六面点検可)	・角形	・FRP製	計 m ³
		・地上式 (六面点検不可)	・円柱形	・RC製	
	・建築物外 (階)	・半地下式	・球形	・鋼板製	
		・地下式	・その他	・その他	
高置水槽等 (基)	・屋上		・角形	・FRP製	計 m ³
			・円柱形	・RC製	
	・給水塔		・球形	・鋼板製	
		・その他	・その他	・その他	
給水方式	・高置水槽方式・圧力水槽方式・ポンプ加圧方式・蓄圧タンク方式・その他()				
建築物の用途	・興行場・百貨店・集会場・図書館・博物館、美術館 ・遊技場・店舗・事務所・学校・その他()				
延べ面積 (m ²)		1日平均 m ² 利用者数	人	1日平均 使用水量	

※検査手数料の請求先が申込者と異なる場合は下記へご記入下さい。

■検査手数料請求先 (請求名義)

■検査結果書および請求書の郵送先

〒

TEL

簡易専用水道の管理状況

判定記号 <適合=○：不適合=×：設備なし=->

No.	検査事項	厚生労働省令による検査項目（判定基準）	判定		管理状況
			受水槽	高置水槽等	
(施設及びその管理の状態に関する検査)					
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	26	
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	27	
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	28	
2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	29	
		亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	30	
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	31	
		水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	32	
3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	33	
		水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	34	
		水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	35	
4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	36	
		掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	37	
		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	38	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	39	
		流入口と流出口が近接していないこと。	15	40	
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	41	
5	マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	17	42	
		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	43	
6	オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19	44	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	20	45	
		また網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	21	46	
7	通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22	47	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	23	48	
		また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24	49	
8	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	25	50	
9	給水管の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		51	
		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		52	

(給水栓における水質の検査)

採水場所 ()

10	臭気	異常な臭気が認められないこと。	53		
11	味	異常な味が認められないこと。	54		
12	色	異常な色が認められないこと。	55		
13	色度	五度以下であること。	56		度
14	濁度	二度以下であること。	57		度
15	残留塩素	検出されること。	58		mg/l

(書類の整理等に関する検査)

15	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	59		
----	--------------	---	----	--	--

- 備考
1. 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
 2. 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
 3. 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
 4. 表中（施設及びその管理の状態に関する検査）に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。